



THE ASIAN FOUNDATION FOR INTERNATIONAL SCHOLARSHIP INTERCHANGE

一般財団法人

アジア国際交流奨学財団



2026年度川口静記念奨学生募集にあたり

理事長 川 口 榮 一

謹啓 師走の候 皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当財団も平成2年(1990年)12月10日 公益財団法人として時の文部省の認可を得て設立いたしました。今年で設立35年となります。平成4年(1992年)7月には、亡母の生誕の地であります兵庫県尼崎市に本部事務局を移転しました。奨学生募集も今回で35回目の年度を迎える事になりました。

今年もアジア各国から日本に留学されている皆様をはじめ、又、アジア各国へ留学されようとする学生の皆様、私共の設立趣旨をご理解の上、どうか奮って応募してくださる事を心待ちに致しております。

敬 具

令和7年12月10日

設 立 の 趣 旨

アジアには多くの民族・国家が存在している。その多くは、近代化の途を模索しつつあり、あるいはすでにその途上にある。アジア各国からのわが国への留学生の増減はその現れである。また一方、日本では国際化の進展に伴い、アジアに対する関心が徐々に高まりつつある。近年、日本政府も人口の減少と少子高齢化により、国内の働き手が減るなかで、外国人の受け入れを増やす必要性について議論を始めた。一例として、介護職員と看護師の不足が挙げられる。厚生労働省の発表では、2030年に約187万人の不足が予測され、これと似たような状況が、農業や森林保全、水産加工、機械加工などの産業にも見受けられる。アジア各国からの優秀な人材の受け入れは必須の状態であるが、彼らを単なる労働力として捉えるのは安易な考えであり、数年後、数十年後には、双方に様々な問題が生じることになるのは間違いない。まずは国としても抜本的な対策を打ち出し、早急に受け入れ態勢を整える必要があるであろう。

その1つが、留学生の受け入れである。現在、とりわけアジア各国からの学生に限ってみると、国情とくに経済格差のため、すべてが恵まれた条件の下に勉学をつづけているとは言いがたい。中にはせっかく志を立て、留学の地を日本に選んだ留学生で、勉学に専念できない者も少なくない。この勉学・生活上の打破を彼ら留学生自らの努力にだけ求めるのは酷なようである。

私たちはこのような判断に基づいて、アジア各国からの留学生に経済的な援助の手を差し伸べてきた。当財団で実施している実用中国語技能検定試験も、その収益を果実とし奨学金として支給している。また受験者が当検定試験を通し、国際交流に貢献して頂けるということも重要であると考えている。当財団では、単なる物質的な経済支援だけでなく、このような相互間の国際交流に役立てるような事業を展開していきたいと考えている。2007年、新事業としてTOPJ実用日本語運用能力試験を立ち上げた。これは国内外の日本語学習者の日本語能力を測定できる試験が極めて少なく、受験機会もままならないという国外の日本語学習者の声を聞き、新たな日本語テストを開発し、より多くの日本語学習者に、日本語語学校留学、その後、日本の高等学術機関への進学、日系企業への就職のチャンスを拡げたいと考えたからである。そしてその収益を、また奨学金というかたちで助成できればと考えている。

日本は世界の一国である以前にアジアの一国であり、日本の未来は、日本がアジア各国とのかかわりにおいて、どのような位置を占めるかにかかっている。この正しい位置を求めるには、まず日本人がアジア文化一般に対して正しい理解を持たなければならない。この観点からも、当財団は設立目的に副う範囲内で必要と認める事業を行うこととする。

2026年度 川口静記念奨学生募集要項

アジア各国からの留学生

外国人用

I 応募資格

- (1) 日本以外のアジア国籍を有し、アジア各国から日本に修学または研究のため来日し、大学院あるいは大学学部にて正規の学生として在籍しているもの。または在籍することが確定しているもの。
- (2) 大学院課程在籍者あるいは在籍が確定しているものの年齢は申請時35歳未満、学部にて在籍者あるいは在籍が確定しているものの年齢は申請時30歳未満とする。
- (3) 品行方正、学業優秀、身体強健であり、経済的援助を必要とするもの。
- (4) 学長あるいは指導教授の推薦があるもの。
- (5) 他から奨学金の給付を受けていないもの。
- (6) 日本語能力証明書としてTOPJ上級Cレベル以上のもの。(JLPT・EJU不可)

II 奨学金の支給と停止

- (1) 奨学金は大学院博士レベル年額1,200,000円(月額100,000円)、大学院修士及び学部レベル年額960,000円(月額80,000円)とする。
- (2) 奨学金の給付は原則として令和8年4月より1年間あるいは令和8年9月より1年間とする。
- (3) 病気その他の事由により、修学または研究を継続する見込みのない場合。学業成績不良、指導教官などから修学又は研究の継続に不適当と認められた場合。当財団の定めた論文・レポートの提出期限を理由なく遅滞した場合。素行不良等により、当財団の名誉を傷つけたと認められた場合。又当該在籍の学校に(留学等々の理由であっても)ゼミ他授業に出席しない場合については奨学金の支給を停止する。
- (4) 年度途中の卒業については、卒業月の奨学金支給をするか否かの判断は個別案件とする。

III 選考の方法

- (1) 第1次：学業成績等、申請書類により選考をおこなう。
(第1次の合否は応募者全員に書面で通知する。又、合格者には第2次面接の案内通知をする、令和8年2月中旬予定)
- (2) 第2次：面接及び小論文にて選考をおこなう。
(面接日は令和8年2月下旬、対面あるいはオンラインにて、会場は兵庫県尼崎市の予定、交通費は個人負担)

IV 応募方法

- (1) 「奨学金申込書」及び「身上書」(財団所定のものを使用のこと)
- (2) 指導教授の「推薦状」1通(A4版の用紙)
- (3) 「在学証明書」(既に在学のもの)又は「入学許可書」(入学が確定しているもの)
- (4) 「学業成績書」(現課程のものが入手できない場合は前課程のものを添付する。
不可能な場合は、母国の成績書でもよい)
- (5) 「在留カードのコピー又は住民票」
- (6) 「留学中の修学・研究計画書」(A4版の用紙に修学・研究目標、スケジュール及び将来の計画などを日本語、英語のいずれかで書くこと)
- (7) 合否通知用の「官製葉書」一枚(応募者の現住所を表記のこと、裏面は白紙のもの)
- (8) 日本語能力証明書コピー

応募者は(1)については財団所定の用紙に所要事項を記載し、(2)～(8)の書類を添えて、大学の窓口を通じて簡易書留郵便にて、下記財団事務所宛に申し込むこと。

一般財団法人 アジア国際交流奨学財団

〒661-8690 尼崎北郵便局私書箱第77号

TEL(06)6493-6257

V 応募受付期間

令和8年1月5日(月)～令和8年2月4日(水)(最終日の消印のあるもの有効)

*応募書類は一切返却しない。

尚、渡日前奨学金については、別途メールにてお問い合わせ下さい。 info@chuken.org

I 応募資格

- (1) 日本の大学の学部あるいは大学院に在学中、もしくは大学卒業後6年未満で、申請時年齢満30才以下の身体強健な学習や研究に意欲を持ったもの。
- (2) ①留学先の大学へ、正規の学部生、大学院生として受入許可の決定しているもの。
②日本の大学の正規の学部生、大学院生。(通信・夜間は不可)
- (3) 学長あるいは指導教授の推薦があるもの。
- (4) 他から奨学金の給付を受けていないもの。
- (5) 実用中国語技能検定試験2級合格以上のもの。(留学先が中国語圏の場合)
実用英語検定試験2級合格或いは同等の成績証明書(その他の学生)を提出できるもの。

II 奨学金の支給と停止

- (1) 奨学金は原則として年額600,000円(月額50,000円)とする。
- (2) 奨学金の給付は原則として令和8年4月より1年間あるいは令和8年9月より1年間とする。
- (3) 病気その他の事由により、修学または研究を継続する見込みのない場合。学業成績不良、指導教官などから修学又は研究の継続に不適当と認められた場合。当財団の定めた論文・レポートの提出期限を理由なく遅滞した場合。素行不良等により、当財団の名誉を傷つけたと認められた場合には、奨学金の支給を停止する。

III 選考の方法

- (1) 第1次：学業成績等、申請書類により選考をおこなう。
(第1次の可否は応募者全員に書面で通知する。又、合格者には第2次面接の案内通知をする、令和8年2月中旬予定)
- (2) 第2次：面接及び小論文にて選考をおこなう。
(面接日は令和8年2月下旬予定、対面あるいはオンラインにて、会場は兵庫県尼崎市の予定、交通費は個人負担)

IV 応募方法

- (1) 「奨学金申込書」及び「身上書」(財団所定のものを使用のこと)
- (2) 学長あるいは指導教授の「推薦状」1通(A4版の用紙)
- (3) 「在学証明書」或いは「卒業証明書」
- (4) 「学業成績書」(現課程のものが入手できない場合は前課程のものを添付する)
- (5) 「研究計画書」(A4版の用紙に修学・研究目標、スケジュール及び留学目的を書くこと)
- (6) 可否通知用の「官製葉書」一枚(応募者の現住所を表記のこと、裏面は白紙のもの)
- (7) 実用中国語技能検定試験成績コピー或いは実用英語検定試験、同等の成績コピー

応募者は(1)については財団所定の用紙に所要事項を記載し、(2)～(7)の書類を添えて、大学の窓口を通じて簡易書留郵便にて、下記財団事務所宛に申し込むこと。

*宛先は外国人用と同じ。

V 応募受付期間

*外国人用参照。

財 団 事 業



Since 2007

実
用
日
本
語
運
用
能
力
試
験

法務省より留学生の日本語能力証明
の公的資料として採用。



Since 1999

実
用
中
国
語
技
能
検
定
試
験

日本の多数の大学にて単位認定並び
に、多数の企業で採用の際の中国語
能力の参考資料として採用。



THE ASIAN FOUNDATION FOR INTERNATIONAL SCHOLARSHIP INTERCHANGE

一般財団
法人

アジア国際交流奨学財団

〒661-8690 尼崎北郵便局私書箱第77号
TEL (06) 6493-6257
FAX (06) 6499-7170